

様式

意見書

平成 17 年 11月 21日

総務省総合通信基盤局

電波部電波環境課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうと みなとく ひがししんばし

住所 東京都港区東新橋1 - 9 - 1

(ふりがな) そふとばんくびーびーかぶしきかいしゃ つつい たかし

氏名 ソフトバンク BB 株式会社

筒井 多圭志

電話番号

電子メールアドレス

「高速電力線搬送通信と無線利用との共存条件案に係る意見の募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

「高速電力線搬送通信と無線利用との共存条件案に係る意見の募集」に関する意見

〒105-7304 とうきょうとみなとくひがししんばし 東京都港区東新橋1-9-1

そふとばんくBB ソフトバンクBB株式会社

つづい たかし 筒井 多圭志

電話番号: XXXXXXXXXX

電子メールアドレス: XXXXXXXXXX@XXXXXX.XXXXXX

答申の具体的な規定が通常の宅内の平行電力線で何 dBm 相当の電力を挿入することが認められるか、俄にわかりません。勉強不足をお詫びいたします。

お客様のマンション内の建物の内側の配線等におきましては、法規によって離隔が保たれておりますが、お客様の宅内配線、並びに、お客様の室内におきまして偶発的に 100V の平行平線と平行電話線が併走する状況が日常的にあり得ます(参考1)。DSL 専門委員会 PLC アドホックでも 5cm 以上離せば問題ないとの結果がでておりますが、お客様の宅内はお客様のご都合による物ですのでそもそも我々のあずかり知るところではないと思われれます。

その場合、偶発的に併走する電力平行線、並びに、平行対電話線との間で強い漏話が発生することは致し方ないことと考えます。互いの通信は、互いの通信の漏話によって損なわれるのは致し方ないと考えます。しかし、有線電気通信設備令で 20dBm 以下であることと規定されている(参考2)、VDSL、VDSL2 並びに ADSL2+機器が、30dBm 前後の電力重畳の機器から偶発的に併走する場合の干渉量は、電力側が 10dB 上回ってしまうこととなり、一方的な干渉となるのはいかな物かと考えます。

公共の福祉の増進に鑑み、宅内設置する電力線通信におきましては、おなじく宅内設置する VDSL、並びに、ADSL2+装置との干渉を考慮いたしまして、ご計画中の規制にあわせて、更に、信号レベルは 20dBm 以下とする規制を追加的にご配慮頂きますよう、よろしく申し上げます。30dB の挿入電力では、平行線同士として只でさえ大きいわけですけど、電力側のパワーレベルが干渉が一桁大きくなりますので、被干渉として無視できなくなります。欧米は 100m を超えるような大邸宅を考慮なさったの規制ですのでその点のご配慮をお願いいたします。

総務省の答申にかかる実験では**モデム 1/2 においては**、17.8dBm 前後の挿入電力の機器と思われます、モデム 3/4 においては、22.3dBm 程度の挿入電力と思われます。また、前回の itmedia で報じられているトライアルでは、22.3dBm 前後の挿入電力の機器を用いられてのご実験かと存じます。

<http://plusd.itmedia.co.jp/broadband/0110/04/homeplug.html>

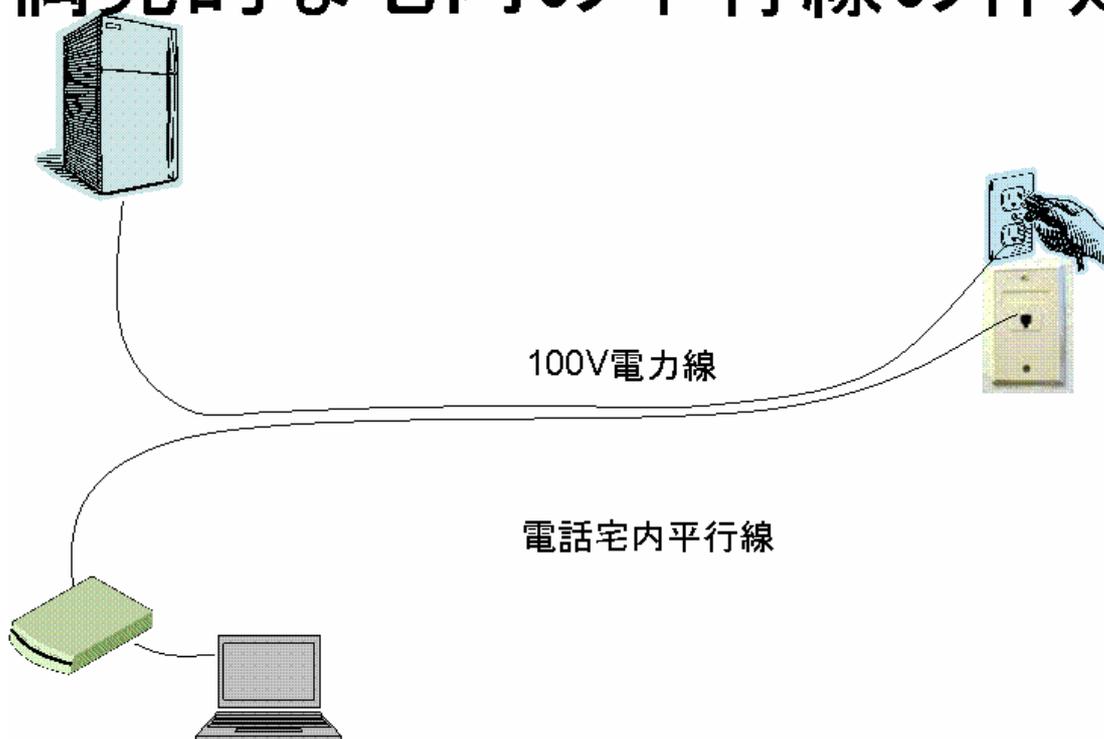
今回の規制におきましては、よくわからないのですが、17dBm から 30dBm 前後の機器がインプリ次第でインプリできる物ではないかと思われませんが、その場合、30dBm 前後の出力の 100V の平行電線が平行フィーダー線の電話線に、宅内で偶発的に伴走しますと、PLC から DLS への干渉量が一桁おおきいということになりまして、一方的につぶされてしまうこともあり得るかに存じます。

宅内での干渉の発生におきましては TTC や規制当局の関知するところには無いかと存じますが、EQUALFITTING なお取り扱いとして、PLC もご計画中の規制に合わせまして、20dBm 以下の規制を追加することをご検討頂ければと存じます。

以上

【 参考1 】

# 偶発的な宅内の平行線の伴走



【 参考2 】

## 有線電気通信設備令

(昭和二十八年七月三十一日政令第百三十一号)

最終改正:平成一三年一二月二一日政令第四二一号

(線路の電圧及び通信回線の電力)

### 第四条

2 通信回線の電力は、絶対レベルで表わした値で、その周波数が音声周波であるときは、プラス〇デシベル以下、高周波であるときは、**プラス二〇デシベル以下**でなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。